

改正

令和2年5月28日規則第40号

令和3年3月30日規則第27号

令和4年1月27日規則第8号

磐田市建設業関連業務委託執行規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 業務委託契約（第6条—第14条の2）

第3章 委託の履行（第15条—第36条）

第4章 委託の検査及び引渡し並びに支払（第37条—第46条）

第5章 契約の解除及び損害賠償請求（第47条—第52条の5）

第6章 雑則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う建設業関連業務委託の執行方法に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建設業関連業務委託 市が発注する測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託をいう。
- （2）監督員 建設業関連業務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。

（受注者の資格要件）

第3条 建設業関連業務委託の受注者は、市長が別に定める建設業関連業務委託に係る競争入札参加者に必要な資格を有するもの（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、業務委託の性質上有資格者のうちに当該建設業関連業務委託を履行することができる者がいない場合における当該建設業関連業務委託の受注者については、この限りでない。

(建設業関連業務委託の見積り期間)

第4条 市長は、契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に、磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号）で定める見積り期間を設けるものとし、指名をした者に入札執行通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 建設業関連業務委託の見積りを行おうとする者は、当該建設業関連業務委託について疑義がある場合は、市長が別に指定する日時までに質問（回答）書（様式第2号）を提出しなければならない。

(入札書及び見積書)

第5条 市長は、入札書（様式第3号）又は見積書（様式第4号）には、封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書（見積書）在中」と明記し、裏面に入札者又は見積者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して提出させなければならない。ただし、電子入札システム（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。）による入札の場合は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出させなければならない。

第2章 業務委託契約

(通則)

第6条 市長及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、業務委託契約書（様式第5号）により契約を締結し、当該契約書に定めるもののほか、磐田市業務委託契約約款（市長が別に定める。以下「約款」という。）に基づき、仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問（回答）書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、契約（契約書、約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。更に、業務委託内容を変更する場合においては、変更業務委託契約書（様式第6号）によるものとする。

2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を市長に引き渡すものとし、市長は、その業務委託料を支払うものとする。

3 市長は、その意図する成果物を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の

業務代理人若しくは管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

- 4 受注者は、契約に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは当事者間の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 契約の履行に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 契約に係る訴訟の提起又は調停（第56条の規定に基づき、当事者間協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、市長は、契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行った契約に基づく全ての行為は、当該設計共同体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、受注者は、市長に対して行う契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 契約に要する費用は、受注者の負担とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第7条 契約における指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市長及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市長及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 市長及び受注者は、この規則の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第8条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表（様式第7号）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この規則の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、市長は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「契約締結後」とあるのは「請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、市長及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第9条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載がある場合は、本条は適用しないものとする。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券（磐田市契約規則に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供
 - (3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証
 - (4) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したのものに限る。）
 - (5) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (6) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する市を被保険者とする履行保証保険契約の締結。この場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちに、その保険証券を市に寄託しなければならない。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1の額以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる

保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1の額に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第11条 受注者は、成果物（第43条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡する。

- 2 市長は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 市長は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、市長が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- 5 市長は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、市長が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、及び第6条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 7 市長は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、

当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は市長が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、市長が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得なければならない。ただし、市長が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 市長は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)

第13条 受注者は、第48条第9号アからオまでのいずれかに該当する者（以下この条において「暴力団関係業者」という。）を下請負人（下請その他受注した契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約（下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。）を締結させた場合は、市長は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。以下同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第14条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければ

ならない。

(意匠の実施の承諾等)

第14条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、市長に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

第3章 委託の履行

(監督員)

第15条 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を受注者に監督員通知書（様式第8号）により通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この規則の他の条項に定めるもの及び契約に基づく市長の権限とされるもののうち市長が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 市長の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者に対する業務に関する指示

(2) 約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答

(3) 契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人若しくは管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの規則に基づく市長の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この規則に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。

(業務代理人等)

第16条 受注者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に掲げる者を定め、その者の氏名その他必要な事項を市長に業務代理人等通知書（様式第9号及び様式第9号の2）により通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1） 測量及び調査 業務代理人及び主任技術者（測量法（昭和24年法律第188号）第4条及び第5条に定める測量の場合は、その資格を有する者。以下同じ。）

（2） 設計 管理技術者

（3） 維持管理 業務代理人

2 業務代理人又は管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 業務代理人、主任技術者又は管理技術者は、互いにこれを兼ねることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人又は管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。

（照査技術者）

第17条 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その者の氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

第18条 地元関係者との交渉等は、市長が行うものとする。この場合において、市長の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、市は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第19条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、市長がその承諾を得るものとする。この場合において、市長の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（業務代理人等に対する措置請求）

第20条 市長又は監督員は、業務代理人、主任技術者、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者

の使用者若しくは第12条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 市長が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を市長に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第23条 受注者は、業務の内容が設計図書又は監督員の指示若しくは当事者間の協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市長の責めに帰すべき事由によるときは、市長は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問(回答)書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤りや脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市長は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、市長は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 市長は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第28条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第26条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができな

いたため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、市長は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 市長は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第27条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市長に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 市長は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第27条の2 市長は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第28条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した履行期間延長請求書（様式第10号）により市長に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。市長は、その履行期間の延長が市長の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼ

したときは必要な費用を負担しなければならない。

(市長の請求による履行期間の短縮等)

第29条 市長は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 市長は、この規則の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 市長は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第30条 履行期間の変更については、当事者間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、市長が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第31条 業務委託料の変更については、市長と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

3 この規則の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市長が負担する必要な費用の額については、当事者間で協議して定める。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない

ない。

- 3 監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市長がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第35条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がその費用を負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第34条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、市長の指示、貸与品等の性状その他市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、市長の指示又は貸与品等が不相当であること等市長の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、市長がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第35条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方のいずれの責めにも帰すことができないもの（第6項において「不

可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第52条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市長に請求することができる。
- 4 市長は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - (3) 材料に関する損害 損害を受けた材料に相応する業務委託料の額として、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更にて代える設計図書の変更)

第36条 市長は、第14条、第23条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて、受注者と協議の上、設計図書を変更することができる。ただし、設計図書の変更内容について、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、市長が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

第4章 委託の検査及び引渡し並びに支払

(検査及び引渡し)

第37条 受注者は、業務を完了したときは、市長に業務完了届出書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による業務完了届出書の提出を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 市長が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市長の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第38条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書(様式第12号)により業務委託料の支払を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 市長がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第39条 市長は、第37条第3項若しくは第4項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第40条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に寄託して、契約書記載の前払金額以内の支払を請求することができる。ただし、前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者間で協議して返還すべき超過額を定める。

5 市長は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率（以下「支払遅延等の率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第41条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変

更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第42条 受注者は、前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

(1) 設計及び調査 材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料

(2) 測量 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料

(部分引渡し)

第43条 成果物について、市長が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第37条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第38条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、市長は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第37条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第38条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第38条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、当事者間で協議して定める。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(2) 前項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

- 4 前項の当事者間の協議において、市長が、第1項及び第2項において準用する第37条第2項の

検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

(第三者による代理受領)

第44条 受注者は、市長の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第38条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第45条 受注者は、市長が第40条又は第43条において準用される第38条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第46条 市長は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時

期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第5章 契約の解除

(市長の催告による解除権)

第47条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務代理人、主任技術者又は管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(市長の催告によらない解除権)

第48条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第50条又は第50条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者(受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にあつては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 受注者が、下請契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第13条第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

(市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条の2 第47条第1項各号又は前条各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第48条の3 市長は、受注者が契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

- (1) 第52条の3第1項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(市長の任意解除権)

第49条 市長は、業務が完了するまでの間は、第47条、第48条又は前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第50条 受注者は市が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第50条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第25条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第26条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条の3 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第51条 契約が解除された場合には、第6条第2項に規定する市長及び受注者の義務は消滅する。ただし、第43条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第43条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分

を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、市長は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、当事者間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第52条 契約が業務の完了前に解除された場合において、第40条の規定による前払金があったときは、受注者は、第47条、第48条又は第52条の2第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第43条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延等の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第49条、第50条又は第50条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額を市に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第40条の規定による前払金があったときは、市長は、当該前払金の額(第43条の規定による部分引渡しがあつた場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金に、更に余剰があるときは、受注者は、第47条、第48条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延等の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第49条、第50条又は第50条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額を市長に返還しなければならない。

- 3 受注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第43条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第12条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を

含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより市長又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第49条、第50条又は第50条の2によるときは市長が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、市長は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、市長が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、市長が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項によるときは市長が定め、第49条、第50条又は第50条の2の規定によるときは受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第52条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に業務を完了することができないとき。

(2) 契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条又は第48条の規定により、成果物の引渡し後に契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第47条又は第48条の規定により成果物の引渡し前に契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、市長が損害賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延等の率の割合で計算した額とすることができる。
- 6 第2項の場合（第48条第1項第7号及び第9号の規定により、契約が解除された場合を除く。）において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- （談合等の不正行為に係る違約金）

第52条の3 契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、市長の請求に基づき、契約の業務委託料（契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下

この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を市長の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を過ぎた日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延等の率の割合で計算した額の遅延利息を市に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条の4 受注者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第50条の2の規定により契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第38条第2項（第43条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延等の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第52条の5 市長は、引き渡された成果物に関し、第37条第3項（第43条第3項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 市長が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 市長は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 市長は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は、当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章 雑則

（保険）

第53条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第54条 受注者が契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を市長の指定する期間内に支払わないときは、市長は、その支払わない額に市長の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで支払遅延等の率の割合で計算した利息を付した額と、市長の支払うべき業務委託料とを相殺し、

更に不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、市長は、受注者から遅延日数につき支払遅延等の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団等による不当介入を受けた場合の措置)

第55条 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを受け入れないとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに市長にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市長と協議を行うものとする。

(紛争の解決)

第56条 この規則の条項において当事者双方が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市長が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、当事者双方が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは当事者同士で折半し、その他のものは当事者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務代理人、主任技術者、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第20条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により市長が決定を行った後若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、市長及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の当事者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(実施細目)

第57条 この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に入札又は随意契約の手続に着手した建設業関連業務委託については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月28日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第27号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月27日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日 号			
様 職氏名			
入 札 執 行 に つ い て （ 通 知 ）			
下記のとおり入札を執行しますのでお知らせします。			
入 札 事 に 関 連 す る 項 目	入 札 番 号	第 号	発注者
	業 務 委 託 名	年度	
	施 行 箇 所	磐田市 地内	
	履 行 期 間		
仕様書・設計図書・入札心得等を示す場所			
入札執行の日時場所			
控 室			
入 札 保 証 金		要 免除	最低制限価格 有 無
契 約 保 証 金		要 免除	
前 払 金		有 無	
部 分 払		有 無	
契 約 書 の 作 成		要	業務工程表の提出 要
業務代理人及び主任技術者等の氏名の通知方法			書 面
そ の 他			備 考
1 本入札は、指名競争入札である。 1 本業務は、磐田市契約規則並びに磐田市建設業関連業務委託執行規則及び磐田市業務委託契約約款に基づき執行する。 1 契約保証金の納付方法を確定し、入札に参加すること。 1 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出することにより参加しないことができる。 1 入札に当たっては、入札心得を熟読し、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 1 質問書は、 年 月 日までに に提出すること（質問のある場合のみ提出）。 回答は、 年 月 日までに書面にて行う。 1 本業務の適用仕様書は、 とする。			

質 問 （ 回 答 ） 書

年 月 日

入札(見積)番号
委託業務名

住 所
質問者 商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

質 問 No.	函 面 No.	質 問 事 項	回 答

入 札 書

1 入 札 番 号 第 号

2 委託業務の名称

3 施 行 箇 所

上記の委託業務を下記の金額で受託したいので申し込みます。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

年 月 日

磐田市長

住 所
入札者 商 号
氏 名 （法人にあつては、代表者の氏名）㊟

見 積 書

1 見 積 番 号 第 号

2 委託業務の名称

3 施 行 箇 所

上記の委託業務を下記の金額で受託したいので申し込みます。

見積金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日

磐田市長

住 所
見積者 商 号
氏 名 （法人にあつては、代表者の氏名）㊟

収入

印紙

変更業務委託契約書

1 委託業務の名称

2 施行箇所

3 変更事項

(1) 業務委託料 ¥ _____
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

(2) 履行期限

(3) 委託業務内容

(4) その他

上記のとおり 年 月 日締結した業務委託契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 磐田市長

印

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名 (法人にあっては代表者の氏名) 印

業 務 工 程 表

1 委託業務の名称

2 施 行 箇 所

3 履 行 期 間 着手 年 月 日
 完了 年 月 日

業務種別	設 計 数 量	月			月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30

上記のとおり実施したいので、業務工程表を提出します。

年 月 日

発注者 磐田市長

住 所
 受注者 商号又は名称
 氏 名（法人にあつては代表者の氏名）

監督員通知書

- 1 委託業務の名称
- 2 契約年月日
- 3 監督員の職名氏名

上記のとおり監督員を定めたので、磐田市業務委託契約約款第9条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名（法人にあつては代表者の氏名）様

発注者 磐田市長

印

業務代理人等通知書

1 委託業務の名称

2 契約年月日

3 業務代理人等の氏名

区 分	職 名	氏 名	経 歴 等
業 務 代 理 人			別紙のとおり
主 任 技 術 者			〃
管 理 技 術 者			〃
照 査 技 術 者			〃

上記のとおり業務代理人等を定めたので、磐田市業務委託契約約款第10条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

発注者 磐田市長

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名（法人にあっては代表者の氏名）

経 歴 書

1 氏名及び生年月日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 取 得 資 格 等

年 月 日 取得

(以下列記)

5 職 歴

年 月 日

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

請 求 書

金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、業務委託料代金として（第 回部分払）（完了）

別記請求明細書のとおり。

上記金額を請求します。

年 月 日

磐田市長

住 所

受注者 商 号

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）[㊟]

（ 請 求 明 細 書 ）

業 務 委 託 名							
業 務 委 託 料 (A)		¥					
前 払 金 (B)		¥					
今 回 請 求 額		¥					
区 分	年 月 日	出来高歩合 (C)	出来高金額 (一部引渡指定部分に相応する請負代金の額) (D)	$D \times \frac{9}{10}$ の額 (E)	前払償却額 $B \times C =$ (F)	差引き額 (完了の場合にあつては $D - F = G$) $E - F =$ (G)	支払額 (G - 前回までの支払額の合計額)
第1回		%	円	円	円	円	円
第2回							
第3回							
第4回							
第5回							
完 了							

備考 (E) の算出については万円未満を切り捨て、(F) の算出については万円未満を切り上げること。